

# 令和2年度大村市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の対象

- (1) 令和2年度大村市一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和2年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和2年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和2年度大村市介護保険事業特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算
- (5) 令和2年度大村市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算
- (6) 令和2年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算

## 第2 除斥

議会より選出された監査委員について、この審査においては直接の利害関係は認められないため、地方自治法第199条の2の規定は適用しない。

## 第3 審査の着眼点

- (1) 審査の対象に係る歳入歳出決算書及び関係書類は、法令に適合しているか。
- (2) 審査の対象に係る歳入歳出決算書及び関係書類の計数は、正確か。
- (3) 収入及び支出の年度区分及び会計区分は、適正に区分されているか。
- (4) 収入及び支出に違法又は不当なものはないか。

## 第4 審査の主な実施内容

この審査は、大村市監査基準(令和2年大村市監査委員告示第1号)に準拠し、市長から審査に付された審査の対象に係る歳入歳出決算書及び関係書類について、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問及び閲覧の手続により実施した。

## 第5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び議会第1委員会室
- (2) 日程
  - ア 期間 令和3年7月1日から同年8月3日まで
  - イ 概要説明 令和3年7月14日
  - ウ 講評 令和3年8月3日

## 第6 審査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査の対象に係る歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも法令に適合しており、その計数は正確で、収入及び支出の年度区分及び会計区分は適正に区分されており、収入及び支出に違法又は不当なものはなく、予算の執行は適正であると認められた。

## 第7 審査の概要

審査の対象ごとの審査の概要は、次のとおりである。

